

大阪、昭55不22、昭57.10.14

命 令 書

申立人 総評全国一般大阪地方連合会  
大阪木村コーヒー店労働組合

被申立人 株式会社大阪木村コーヒー店

主 文

- 1 被申立人は、申立人組合に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

総評全国一般大阪地方連合会  
大阪木村コーヒー店労働組合  
執行委員長 A 1 殿

株式会社大阪木村コーヒー店  
代表取締役 B 1

当社は、貴組合員A 2氏の配置転換に関する団体交渉に応じませんでした。この行為は、大阪府地方労働委員会において労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められましたので、今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

- 2 申立人のその他の申立ては、これを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 被申立人株式会社大阪木村コーヒー店（以下「会社」という）は、肩書地（編注、大阪市北区）に本社及び大阪支店を、尼崎市に工場を、京都市ほか7市にそれぞれ出張所を置き、コーヒーの加工・販売等を営んでおり、その従業員は、本件審問終結時、約80名である。
- (2) 申立人総評全国一般大阪地方連合会大阪木村コーヒー店労働組合（以下「組合」という）は、会社従業員で組織する労働組合であり、組合員は、本件審問終結時、26名である。

2 A 2の配置転換について

(1) 配置転換についての労使間の争い

ア 昭和55年4月22日、会社は朝礼において組合員A 2（以下「A 2」という）を本社商品生産課から大阪支店商品管理係へ配置転換する旨発表するとともに、同日付けの社報第228号においてもA 2の配置転換を公表した（以下A 2に係るこの配置転換を「本件配転」という）。

イ 組合は、本件配転発表後直ちに会社に対し「会社は、本日社報第228号において、A 2

を一方的に配置転換しているが、組合及び本人はこれを認められないので、撤回し、組合と協議するように」との旨申し入れた。

ウ これに対し、会社は、4月22日、組合に対し「社報の記載事項について団体交渉を求めるなどという理由の不明確な団体交渉には応じられない。A2の配置転換について撤回せよと迫ることは、経営権に不当介入を行うものである」旨回答した。

エ 55年4月23日及び5月2日、組合は、前回に引き続き会社に対し、同趣旨の申入れを行ったが、会社も前回と同内容の回答で団体交渉を拒否したので、組合は、5月6日に会社に対し団体交渉に応じないのは不当である旨の抗議文を提出した。

オ A2は、本件配転命令には不服であったが、その争いを組合にまかせて5月6日から会社の命令に従って大阪支店商品管理係に移り、コーヒーの袋詰め、販売一課・二課員が得意先に納品する商品の品ぞろえ、得意先ごとのコーヒーの配合、商品の格納、発送及び在庫調整等に従事した。

カ なお、50年5月に、会社と東京に本社のある株式会社木村コーヒー店（以下「東京木村」という）との役員交流を機会に、会社と組合との間で「休憩時間中の組合活動の制限・妨害」等の問題で従来から紛糾していた労使関係を正常化させることを目的とする協定が締結された。

その際、作成された「声明」と題する協定書の第3項には、「会社、組合双方は、諸案解決のため、労使協議を基本として行い、そのため事前協議を十分尽くすようにする」と定められている。

## (2) A2について

ア A2の職歴、職務内容

(ア) A2は、昭和48年3月15日、大学卒新規採用として会社に入社と同時に本社販売二課に配属された。

(イ) 同年9月14日、A2は会社の工作中、交通事故にあい、翌49年2月下旬頃まで休職した。職場復帰後、販売二課に所属しながら倉庫（のちの大阪支店商品管理係の所掌事務となるが、この当時倉庫関係の業務は本社に所属しており、係は設置されていなかった。）で販売一課・二課員の手伝い等の簡単な軽作業に従事していた。

(ウ) 会社は、50年3月に機構改革を行い、本社営業部内に大阪支店を置き、大阪支店内に在庫商品の管理を行う係として商品管理係を設置した。大阪支店の設置に伴い大阪支店所属となる社員全員に対し改めて人事発令が行われた。

その際、A2も大阪支店商品管理係（以下「商品管理係」という）勤務を命じられた。

(エ) 同年5月に、会社は、東京木村との間で役員交流を伴う大幅な機構改革を行った。

その際、A2は、本社商品課（54年4月には商品生産課と名称変更）に配置転換された。

A2の職務内容は、本社・大阪支店間の積送品の伝票処理、仕入帳の記帳、商品分類表の作成、商品の発注等であった。

この配置転換以後も、A2は、週1回ぐらい商品の入荷が多いときには、商品管理係の仕事を手伝った。

イ A2の組合歴

A 2 は、昭和48年6月15日、組合に加入し、同年9月の組合の定期大会において執行委員に選ばれ、以後同役職にある。また、51年に副委員長A 3ら組合活動家3名が解雇されて以降、A 2は本社・大阪支店における組合活動の中心として活動してきた。

ウ A 2 所属の職場の環境

(7) 本件配転前の職場

- ① A 2 が本件配転前に勤務していた本社商品生産課におけるA 2の周囲は、ほとんどが管理職であった。
- ② 同課に勤務していた54年秋にはB 2 係長らの会社側職制によるA 2 に対する暴行事件が発生した。

この暴行事件については、当委員会昭和54年（不）第69号事件において「会社が組合の中心的活動家であるA 2を狙いうちにし、組合破壊を企図した不当労働行為である」と認定し、救済命令を発した。

(4) 本件配転後の職場

- ① 会社は、本件配転後、直ちに商品管理系の業務方針の変更を行い、「地区割商品作成担当者制度」を導入した。

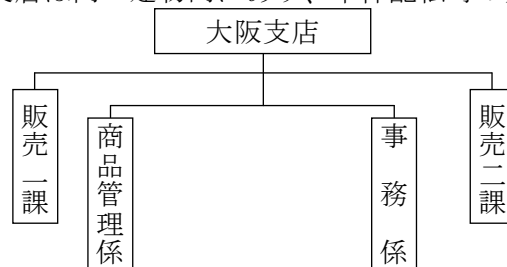
その際、A 2 が担当することになった地区の販売関係の主任には、本件配転と同時に大阪支店販売二課の主任に昇格したB 3（以下「B 3主任」という）が就任した。

なおB 3主任は、前記の54年秋のA 2に対するB 2係長らの会社側職制による暴行事件の際には、これに加担しており、また、かつて組合から除名された者である。

- ② A 2 は、販売二課のB 3主任が担当する地区内の販売商品づくりにあたることになり、商品づくりの作業面ではB 3主任の指示を受ける立場になった。

しかし、販売一課・二課の地区担当者は、売上げと得意先件数によってしばしば変更されており、その後、B 3主任の担当地区にも変更があり、これがためA 2は、商品づくりの面でB 3主任の指示を受けることはなくなった。

- ③ 本社と大阪支店は同一建物内にあり、本件配転時の大阪支店の組織は、次のとおりである。



すなわち、大阪支店には、販売一課、販売二課及び支店直属の商品管理係と事務係がある。

商品管理係と販売一課・二課の職務上の関連であるが、商品管理係員は、前記のとおり、販売一課・二課員の担当地区の商品づくりという面で地区担当者の指示を受ける立場にある。

エ A 2 の腰痛について

(7) 本件配転前

A 2 は、52年7月20日から同年8月11日までの約3週間「左根性坐骨神経痛」の治療のため、会社を休んだ。しかし、その後、同人は前記病気で会社を休むということではなく、55年1月12日には箱館山ヘスキーに行っている。

(イ) 本件配転後

① A 2 は、本件配転の約1カ月後である6月10日頃、会社に対し3年前に罹患した「左根性坐骨神経痛」の症状が出たため病院で診断を受けたことを告げるとともに「左根性坐骨神経痛のため、重い物は持たないほうがよく、出来れば事務の仕事が適する。その外下肢牽引等の治療を要する」旨の医師の診断書を提出した。

しかし、その後、同人は腰痛のため会社を休むということではなかった。

② A 2 は、平素から私生活では車を運転していた。また、55年夏には、組合員らとともに三方五湖へ魚釣りに行き、投釣りを行った。

(3) 商品管理係について

ア 業務内容

商品管理係の業務内容は、コーヒー及びコーヒー器具、ジュース等商品の在庫調整、コーヒーの袋詰め、販売一課・二課員が得意先に納品する商品の品ぞろえ、得意先ごとのコーヒーの配合、商品の格納、発送である。なお、これらの業務の大半は軽作業でA 2にとって処理可能なものである。

イ 作業員の構成

(7) 54年3月までの商品管理係の従業員は、組合執行委員のA 4主任（以下「A 4主任」という）、組合員のA 5（以下「A 5」という）、同A 6（以下「A 6」という）の3名であった。

以上の3名の外に販売二課の組合執行委員のA 7（以下「A 7」という）が、商品管理係の仕事を手伝っていた。また、前記のとおりA 2は、週1回ぐらい商品の入荷が多いときには手伝いに行っていた。

(イ) 54年3月に、A 6が退職したため商品管理係に1名の欠員が生じた。

また、54年5月A 5が病気で入院したため、A 7は商品管理係の業務に専念することになった。A 7は、その後A 5が職場復帰して以後も商品管理係の業務に専従している。

A 6退職後、本件配転まで同人の補充がなく、特に忙しいときには、販売二課の組合員A 8（以下「A 8」という）が商品管理係の業務を手伝っていた。

(ウ) 55年2月にA 8が退職したが、その後本件配転に至るまでA 6の補充はなされなかった。

(エ) 55年4月には、前記のとおりA 2が商品管理係へ配置転換された。

その結果、商品管理係の従業員は、組合執行委員のA 4主任、同A 7、同A 2及び組合員A 5の4名となった。

(オ) A 4主任及びA 7が商品管理係に配置転換された経緯は、次のとおりである。

① A 4主任は、52年5月24日に大阪支店販売一課から商品管理係へ配置転換を命ぜられ、その際、主任に昇格した。なお、その当時、組合は、A 4主任の一方的配置転換については会社に抗議を申し入れたが、組合は、その後、その配置転換

についてそれ以上会社と争うことはなかった。

- ② A 7は、大阪支店販売二課に所属していたが、主として52年7月頃から商品管理係の仕事に従事していた。

これは、会社が51年6月頃から販売一課・二課の業務の大半を占める得意先への商品の配送業務を下請け化し、会社が運転手個人と運送契約をして、配送業務を行わせる「チャーター車制度」を一部導入した結果、販売一課・二課の業務量が減少したためであり、それに伴い担当区域をはずされた。しかし、その際これについて組合は会社に対し別に異議を申し立てたことはなかった。

#### ウ 業務の支障状況

54年3月にA 6が退職した後は、商品管理係では人手不足が生じ、これがため同系の従業員だけでは販売一課・二課員が、得意先に届ける商品の品ぞろえや商品の作成業務が満足にできないこともあり、また、在庫商品の管理も不十分で毎月作成する決算書における在庫数と現実の在庫数が合わないということや商品の品切れがたびたび起っていた。

#### (4) 組合員の勤務場所

本件配転後1年間における組合員23名の勤務場所及び勤務先は、次表のとおりである。

#### (5) 男子従業員の職種

会社における男子従業員の職種は、ほとんどが営業関係で、そのほかは、商品管理の仕事、工場の仕事及び事務の仕事である。本件配転当時、男性の事務職としては、本社及び大阪支店関係では本社商品生産課にA 2、本社総務課にB 4係長、大阪支店事務係にB 5主任がいるのみであった。

#### (6) 同一勤務場所における配置転換の際の会社と組合間の協議についての慣行

本件配転のように同一勤務場所での配置転換の場合には従来より労使協議の慣行はなかった。

すなわち、A 2は前記のとおり50年3月に商品管理係に、同年5月に本社商品課に配置転換を命ぜられたが、その際会社と組合の間で協議された事実はなかった。A 4主任、A 7、A 5の商品管理係への配置転換の際にも会社と組合の間で協議された事実はなかった。

氏名	勤務場所	勤務先
⊗A 2	大阪市	大阪支店
⊗A 4	〃	〃
⊗A 5	〃	〃
⊗A 7	〃	〃
A 9	〃	本社
C 1	〃	大阪支店
C 2	〃	〃
A 1	尼崎市	尼崎出張所
A 10	〃	〃
A 11	〃	〃

C 3	〃	尼崎工場
C 4	〃	〃
C 5	京都市	京都出張所
C 6	〃	〃
C 7	〃	〃
C 8	〃	〃
C 9	〃	〃
C 10	〃	〃
C 11	広島市	広島出張所
C 12	〃	〃
C 13	〃	〃
C 14	福山市	福山出張所
C 15	松山市	松山出張所
計	23名	

(注) ◎は商品管理係員である。なお、尼崎出張所の所員は3名であり、全員が組合員である。

また、54年4月に、大阪支店販売二課の組合員A 9は本社業務推進部量販課へ配置転換されたが、そのときも労使間に、これについての事前協議はなされていない。

(7) A 2とその後任であるC 16の職種希望状況について

ア A 2の後任であるC 16（以下「C 16」という）は、大阪支店販売二課に所属し、営業関係を担当していたが、54年頃から、会社へ提出する自己申告書に「他部署に移りたい。商品知識の習得と仕入関係の業務に従事したい」旨の希望を述べていた。

イ A 2は、職種の希望を上司に述べたことはなかった。また、同人は、48年9月交通事故にあって以来、平素から周囲の者に車に乗りたくない旨述べており、これがため会社も同人を自動車の運転を絶対必要とする営業業務には不向きであると考えていた。

## 第2 判断

### 1 当事者の主張要旨

(1) 組合は、次のとおり主張する。

ア 本件配転は、A 2に対する不利益取扱いであるとともに組合つぶしを目的としてなされたものである。すなわち、

① A 2は執行委員として中心的な活動を行ってきた。

② A 2の配置転換先である商品管理係は、いわゆる雑用的業務を処理する係であり、会社は、昭和51年以降組合員のみを同係に集め、組合員の本来の仕事の知識・経験、更には組合員の能力発揮の場を取り上げることによって、将来の昇給・昇格の途を断ち、将来に対する不安を抱かせ、これにより組合の弱体化を狙ったものである。

③ 本件配転は、A 2をB 2係長やB 3主任らの反組合的人物の配下において、これらの者から仕事上の注意・指導と称して、A 2を吊し上げ、また、いつでも処分の口実を捏造できる体制を作るためになされたものである。

イ 本件配転は、何ら業務上の必要性もなく、合理性も存在しない。すなわち、

- ① 商品管理係には、欠員は生じていないから、増員する必要はない。
- ② 仮に増員する必要があるとしても、会社は、「左根性坐骨神経痛」で会社を休んだことのあるA2を配置転換しなくても営業関係以外の他部署を希望していた大阪支店販売二課所属のC16を同係に補充すれば十分である。

ウ 本件配転は、昭和50年5月30日、労使間に締結された「声明」という標題の協定に反する。また、配置転換については、労使間に存在する事前協議の慣行にも反する。

エ 以上のことから、本件配転は、A2に対する不利益取扱いであり、ひいては組合の弱体化を企図した支配介入行為である。

- (2) これに対して、会社は、本件配転はA2を不利益に取り扱うためであるとか、組合壊滅を目的としたものではなく業務上の必要性に基づいてなされたものであり、これはまた、会社の人事権に関する事項であって、何ら労使協議の対象となるものではないと主張する。

よって、以下判断する。

## 2 不当労働行為の成否

- (1) 本件配転の必要性、合理性について

ア 商品管理係の人員補充の必要性について

前記認定のとおり

- ① 54年3月にA6が退職するまで、商品管理係は、A4主任、A6、A5、応援者A7の4名であったこと
- ② A6退職後、本件配転まで同人の補充がなく、特に忙しいときは、A8が手伝っていたが、同人は55年2月に退職したこと
- ③ A2は、週1回ぐらい商品の入荷が多いときには手伝いに行っていたこと
- ④ 54年3月、A6退職後に、商品の作成や品ぞろえ業務に時々支障が生じていたこと
- ⑤ 商品の出入庫に関し、毎月作成する決算書における在庫数と現実の在庫数が合わないということや商品の品切れがたびたび起っていたこと

以上のことから考えて、商品管理係に人員を補充する必要があったと認められる。

イ 人選の合理性について

前記認定のとおり

- ① A2は、商品管理係の業務の経験もあること、また、腰痛の症状も私生活では車を運転しており、本件配転の3カ月前の55年1月にスキーに行っていることから考えると、軽作業には十分耐えられる程度のものであること及び商品管理係の業務は、大半が軽作業でA2にとって処理可能なものであること
- ② A2は、48年9月、交通事故にあって以来、平素から周囲の者に車に乗りたくない旨述べており、これがため会社も同人を自動車の運転を絶対必要とする営業業務には不向きであると考えていたこと
- ③ C16は、54年頃から上司に対し「他部署へ移りたい。商品知識の習得と仕入関係の業務に従事したい」旨の希望を述べていたこと
- ④ C16は、上司から営業向きでなく、事務の仕事が適していると評価されていたこと

以上のことを併せ考えると本件配転の人選には、合理性がなかったとはいきれない。

(2) 本件配転による不利益取扱いについて

ア 精神上の不利益取扱いについて

- ① 商品管理系の業務内容は、前記認定のとおりコーヒー及びコーヒー器具、ジュース等商品の在庫調整、コーヒーの袋詰め、販売一課・二課員が得意先に納品する商品の品ぞろえ、得意先ごとのコーヒーの配合、商品の格納、発送であり、販売一課・二課員の作成した伝票のもとに配送商品の品ぞろえ、コーヒーの配合を行うという面もあるが、直接在庫管理を行っている関係で、コーヒー類については販売一課・二課員に発注案を提示し、その外の商品については、直接発注し、したがって、商品管理係が、組合の主張するようないわゆる雑用的業務を取り扱う係であるとは認められないこと。
- ② 商品管理系の従業員は、前記認定のとおり会社が本件配転のA2を含め、51年から組合員を随時、商品管理係へ配置転換し、同系の従業員は組合員のみで構成されることになったが、従業員が組合員のみで構成される職場としては、他に尼崎出張所があり、また、組合員は、商品管理係以外の他の出張所等にも勤務していること。
- ③ 前記認定のとおり本件配転前の職場では、A2の周囲がほとんど管理職であったこと、また、54年秋にはB2係長らの会社側職制によるA2に対する暴行事件が発生するなどA2にとって諸種の精神的不利益を生ずる状態にあったこと
- ④ これに対し、商品管理系の従業員は、全員組合員であり、また、本件配転以後、商品管理系の業務方針の変更があり、「地区割商品作成担当者制度」が導入され、その結果、組合に好意的でなかったB3主任から同主任の担当地区の商品づくりという作業面でA2が指示を受ける立場になったが、しかし、本件配転以後、B3主任がA2に対し、故なく厳しい態度で接したとか、精神的苦痛を与えるような指示を行っていた事実は認められないこと

以上のことから考えると、本件配転がA2に精神的不利益を与えるものであるとは認められない。

イ 経済上の不利益取扱いについて

本件配転によってA2が経済的不利益を受けたかどうかについてであるが、A2が本件配転後において、給与、賃上げ及び一時金について本件配転前に比べて不利益を受けたという事実は認められない。

ウ 組合活動上の不利益取扱いについて

前記認定のとおり、A2は、51年に副委員長A3ら組合活動家3名が解雇されて以降、本社・大阪支店における組合活動の中心として活動してきている。

しかしながら、本件配転前の本社商品生産課と商品管理係は、同一建物内にあり、勤務場所の変更を伴わないことから考えると本件配転によってA2が組合活動上の不利益取扱いを受けたことは認められない。

(3) 「声明」という標題の協定について

前記認定のとおり「声明」という協定の第3項には「会社、組合双方は諸案解決のため、労使協議を基本として行い、そのため事前協議を十分尽くすようにする」と定められている。



この「声明」は、会社と組合のあるべき姿について締結されたものであり、本件配転のような配置転換が労使協議の対象となることまで定めたものではなく、配置転換についての具体的な労使協議の方法については、この「声明」の趣旨にしたがったその後の労使協議に委ねられたものであると考えられる。

また、同一勤務場所での配置転換については、従来から労使間に事前協議の慣行がなかったことは前記認定のとおりである。

したがって、本件配転が「声明」という標題の協定に反し、または、事前協議の慣行に反するとの組合の主張は、いずれも認められない。

(4) 以上要するに本件配転については、会社において業務上の必要性が認められ、一方、本件配転によりA2が精神的不利益取扱いなり、経済的、組合活動上にも不利益取扱いを受けたことは認められない。また、本件配転は、「声明」という標題の協定及び労使間の事前協議の慣行にも反しているとは認められない。結局、本件配転は、会社がA2の組合活動を理由としてなされた不利益取扱いであるとは認められず、また、会社が本件配転により組合の弱体化、組合つぶしを企図した支配介入行為を行ったものとも認められない。

(5) 本件配転についての会社の団体交渉応諾義務の存否について

ア 本件配転について組合が会社に対し、団体交渉を再三にわたり申し入れたこと並びにその申入れに対し会社が応じていないことは、前記認定のとおりである。

イ ところで、配置転換は、配置転換される労働者にとって労働条件に関係することであり、また、組合は、従来からの組合、会社間の労使関係の一連の経過（当委員会昭和54年（不）第69号事件命令等参照）において、本件配転について組合弱体化を企図するものとして団体交渉を求めていること等から考えて、会社としては、団体交渉において、本件配転の必要性及び反組合的意図のないことを十分に説明し、組合の危惧の念をはらすべきであり、したがって、この点について、組合から団体交渉を求められた以上、会社はその申入れに応ずべき義務があり、その申入れを拒否するには正当な理由が必要であるというべきである。

ウ そこで、会社が団体交渉を拒否している理由について検討すると、

① 会社は、団体交渉の申入れ理由が明らかでないとは主張するが、組合は「社報第228号におけるA2の配置転換問題について」と明示して団体交渉を申し入れており、組合がどういう理由で団体交渉を申し入れているかは明らかである。

② また、会社は、会社の人事権に対する不当な介入であると主張するが、前記イのとおり会社は団体交渉において、本件配転の必要性及び反組合的意図のないことを十分に説明し、組合の危惧の念をはらすべきであるから、これも理由とはならない。

エ 要するに本件配転に関する団体交渉についての会社の主張はいずれも団体交渉拒否の正当な理由とは認められず、かかる会社の行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

### 3 その他

A2の配置転換に関する団体交渉については、同人の配置転換が前記のとおり不当労働行為ではなく、その必要性、合理性についても明らかになった以上、これについて団体交渉を命ずる必要が認められないので主文1の救済に留める。

以上の理由に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

昭和57年10月14日

大阪府地方労働委員会

会長 後 岡 弘